

4-1 公共施設等の災害復旧計画

4-1-1 激甚災害指定基準

○^{じん}激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）

改正	昭和	四十年二月	十七日
同	四十七年八月	十一日	
同	五十六年四月	十日	
同	五十六年十月	十四日	
同	五十七年九月	十日	
同	五十八年七月	九日	
平成	十二年三月二十四日		
同	十二年十月三十一日		
同	十九年二月二十七日		
同	二十一年三月	十日	
同	二十八年二月	九日	

^{じん}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五%を超える災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - (1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五%を超える都道府県が一以上あること。
 - (2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五%を超える都道府県が一以上あること。
- 2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%を超える災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が

当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの

- 3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

- (1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五%を超える災害
- (2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

- 4 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

- A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%を超える災害
- B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三%を超える都道府県が一以上あるもの

- 5 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五%を超える災害
- B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇%を超える都道府県が一以上あるもの

- 6 法第十二条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

- A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二%を超える災害
 - B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずるものとする。
- 7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。
- ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
- 8 法第二十二条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害による住宅の減失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害
 - B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の減失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずるものとする。

 - (1) 当該災害による住宅の減失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害
 - (2) 当該災害による住宅の減失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害
- 9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月

十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十二年十月三十一日改正の指定基準は、平成十二年九月八日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害に適用。

4-1 公共施設等の災害復旧計画

4-1-2 局地激甚災害指定基準

○局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）

改正	昭和四十六年十月	十一日
同	五十六年十月	十四日
同	五十八年六月	十一日
平成	十二年三月二十四日	
同	十九年二月二十七日	
同	十九年四月	十九日
同	二十年七月	三日
同	二十一年三月	十日
同	二十三年一月	十三日
同	二十八年二月	九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小灾害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1）次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）
 - （イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）
 - （ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇%を超える市町村

- (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超える、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入の二〇%に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇%を加えた額を超える市町村
- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
- (2) 次のいずれかに該当する災害
- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）
ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）
- ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五%を超える市町村が一以上ある災害
- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八

月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害について適用。

4-2 生活の安定確保計画

4-2-1 罹災証明交付申請書様式

罹災証明交付申請書

(申請日) 令和 年 月 日

盛岡市長様

下記のとおり、罹災したことを証明願います。

申請者	住所 〒		
	氏名	罹災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 委任状または納税 <small>通知書の写しの添付</small> <input type="checkbox"/> その他 ()	
	現在の居所・連絡先 <input type="checkbox"/> 住所と同じ 〒 電話番号 ()		
	メールアドレス		
	罹災原因 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 竜巻 <input type="checkbox"/> その他 ()		
罹災年月日	令和 年 月 日 時 分頃		
罹災者 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	住所 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 〒		
	氏名	電話番号	
罹災建物	所在地		
	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家		
	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家		
	被害状況の調査 <input type="checkbox"/> 済【調査実施日（令和 年 月 日）】 <input type="checkbox"/> 未【調査実施希望日時（令和 年 月 日 時 分）】 <small>※調査実施希望日時は土日祝を除く 9:30 から 16:00 までの任意の時間を記載願います。</small>		
	被害状況	<input type="checkbox"/> 建物の損壊	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 内壁 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 床
		<input type="checkbox"/> 設備の損壊	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 配管 その他 ()
		<input type="checkbox"/> その他	()

申請者の 同意確認	必須	<input type="checkbox"/> 本罹災証明書交付申請書の事務手続きを処理するために限って、同申請書に記載のある者全ての住民基本台帳関係情報及び地方税関係情報について、必要に応じて取得することに同意します。
	選択	<input type="checkbox"/> 被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する罹災物件については、提出写真など提出資料を基に被害の程度を判定する「自己判定方式」を採用することにより、できるだけ早く罹災証明書を交付するものとし、現地調査は行わないことに同意します。 自己判定方式を採用する際の添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建物全景写真（周囲4面4枚以上） <input type="checkbox"/> 表札写真※ある場合 <input type="checkbox"/> 被害を受けた部位について、その内容が明らかになるような写真 <input type="checkbox"/> 被災した住家の図面（配置図、平面図、立体図）※ある場合 <input type="checkbox"/> 本申請に基づき交付した罹災証明書について、自治体が行う各種支援業務の事務手続を処理する際に必要に応じて確認・利用することに同意します。 <input type="checkbox"/> 提出写真について、災害に関する広報や被害状況の説明資料などに二次利用することに同意します。
交付希望枚数		枚
罹災証明書を郵送する場合の郵送先		<input type="checkbox"/> 申請者の住所 <input type="checkbox"/> 罹災者の住所 <input type="checkbox"/> 窓口交付（後日電話連絡します）

再調査について

本罹災証明交付申請書によって交付された罹災証明書について被害の程度の判定の変更を求めるに相当の理由があるときは再調査を申請できます。「建物の被害認定に係る再調査申請書」と交付された罹災証明書をあわせて資産税課あて提出してください。

- 注意事項
- 1 再調査は罹災証明書の初回交付日から1ヶ月以内に限ります。
 - 2 再調査の結果、被害判定が変わるとは限りません。
 - 3 罹災証明書の添付がない場合は、申請を受理できません。

○問い合わせ先

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 電話 (019)651-4111(代表)

財政部資産税課 本庁舎別館6階

調査・判定に関すること 家屋係 (019)613-8403

申請や証明書に関する事 業務係 (019)626-7530

資産税課確認欄 ※窓口交付

- ・本人確認： 運転免許証 マイナンバーカード 健康保険証 パスポート その他（ ）
- ・代理人確認： 委任状 その他（ ）

4-2 生活の安定確保計画

4-2-2 罹災証明書様式

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
申請者または罹災者	

罹災原因	年　月　日	による
------	-------	-----

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
被害の程度に係る追加事項	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

盛岡市長 内 館 茂

再調査について

本罹災証明書について被害の程度の判定の変更を求めるために相当の理由があるときは再調査を申請できます。
「住家の被害認定に係る再調査申請書」と交付された罹災証明書をあわせて資産税課あて提出してください。

注意事項 1 再調査は罹災証明書の初回交付日から1ヶ月以内に限ります。

2 再調査の結果、被害判定が変わるとは限りません。

3 罹災証明書の添付がない場合は、申請を受理できません。

○問い合わせ先

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 電話 (019)651-4111(代表)

財政部資産税課 本庁舎別館6階

調査・判定に関すること 家屋係 (019)613-8403

申請や証明書に関すること 業務係 (019)626-7530

4-2 生活の安定確保計画

4-2-3 盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例

[昭和49年12月28日]
条 例 第 55 号

改正	昭和50年6月23日条例第28号 昭和53年9月28日条例第31号 昭和57年12月21日条例第46号 平成3年12月26日条例第33号 平成17年12月26日条例第98号 令和元年8月1日条例第11号	昭和52年3月29日条例第12号 昭和56年10月1日条例第27号 昭和62年6月25日条例第20号 (題名改称) 平成4年3月24日条例第56号 平成31年3月27日条例第13号 令和元年10月30日条例第23号
----	--	---

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）

第1条第1項に規定する災害により市民（災害により被害を受けた当時の区域内に住所を有していた者をいう。以下同じ。）が死亡したときは、その遺族に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

2 災害弔慰金の額は、死亡者1人につき、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができる者となる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族の範囲等)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する範囲とし、その順位は、死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先順位とし、その他の遺族を後順位とする。この場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫

(5) 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母、実父母の順とし、同順位の祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち葬儀を執行した者その他の市長が適當と認めた者に災害弔慰金を支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害障害見舞金の支給)

第4条の2 令第1条第1項に規定する災害により市民が負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金を支給するものとする。

- 2 災害障害見舞金の額は、障害者1人につき、障害者が負傷し、又は疾病にかかつた当時ににおいてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(災害援護資金の貸付け)

第5条 令第3条に規定する災害により法第10条第1項第1号又は第2号に規定する被害を受けた世帯（同項に規定する所得の要件に該当するものに限る。）の市民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付けるものとする。

(貸付限度額)

第6条 災害援護資金の貸付限度額は、被害の種類及び程度に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 それぞれ次に掲げる額
 - ア 被害金額が住居の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「住居の損害」という。）及び被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がない場合 150万円
 - イ 住居の損害はないが家財の損害がある場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 それぞれ次に掲げる額
 - ア 住居の損害はないが家財の損害がある場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エに掲げる場合を除く。） 250万円
 - エ 住居の全体が滅失した場合 350万円
- 2 損害を受けた住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「270万円」とあるのは「350万円」と、同項第2号中「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」とする。

(利率等)

第7条 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1.5パーセントとする。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び償還等)

第8条 第3条から前条までに規定するもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び償還等については、法第4条、第5条（法第9条において準用する場合を含む。）、第10条第3項、第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第7条第3項及び第4項、第8条並びに第9条に定めるところによる。

(調査報告等)

第9条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの適正を期するため必要な範囲内において、関係人から報告若しくは書類の提出を求め、又は職員をして調査させることができる。

(審査会)

第10条 法第18条の規定に基づき、市長の附属機関として盛岡市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第11条 審査会は、委員5人以内をもつて組織し、委員は、知識経験を有する者及び医師等の医療に従事する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審査会は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の徵取等)

第14条 審査会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が

審査会に諮つて定める。

(補則)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。
- 2 都南村の編入の日前に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、旧都南村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年都南村条例第11号）の例による。
- 3 玉山村の編入の日前に旧災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年玉山村条例第25号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（昭和50年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の盛岡市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和50年1月23日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和52年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の盛岡市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和53年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の盛岡市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和56年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の盛岡市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和57年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和62年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和62年6月1日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（平成3年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（平成4年条例第56号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第98号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成31年条例第13号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 改正後の盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生

じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

4-2 生活の安定確保計画

4-2-4 盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

[昭和50年9月19日]
規則第24号

改正

昭和57年12月21日規則第48号
平成10年3月30日規則第24号
平成20年3月31日規則第32号
平成23年6月1日規則第27号
平成25年3月8日規則第7号
平成30年4月16日規則第29号
平成31年3月29日規則第20号
令和元年8月1日規則第7号
令和4年5月10日規則第24号
令和5年4月12日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給）

第2条 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、市長が必要な事項について調査を行つたうえ支給するものとする。

（災害援護資金の借入れの申込み）

第3条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 条例第6条第1号に掲げる理由による借入れの申込みにあつては、負傷した世帯主の療養見込期間を記載した医師の診断書

（2） 被害を受けた日の属する年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、被害を受けた日の属する年の前年）の1月1日において他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有していた者が行う借入れの申込みにあつては、当該世帯に属する者の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年）の所得に関する当該市町村長の証明書

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の借入申込書の提出期限は、被害を受けた日の属する月の翌月1日から起算して3月を経

過した日とする。

(貸付けの決定等)

第4条 市長は、前条第1項の借入申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、災害援護資金の貸付けの可否を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。

(借用書の提出等)

第5条 災害援護資金の貸付決定の通知を受けた者（以下「借受決定者」という。）は、市長が指定する日までに、災害援護資金借用書（保証人を立てる場合にあつては、当該保証人の連署した災害援護資金借用書。以下「借用書」という。）に当該借受決定者の印鑑証明書（保証人を立てる場合にあつては、当該借受決定者及び当該保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(繰上償還の申出)

第6条 償還金の繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書を市長に提出しなければならない。

(違約金の支払免除申請)

第7条 災害援護資金の違約金の支払免除を受けようとする者は、災害援護資金違約金支払免除申請書を市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予申請)

第8条 災害援護資金の償還金の支払猶予を受けようとする者は、災害援護資金支払猶予申請書を市長に提出しなければならない。

(償還金の償還免除申請)

第9条 災害援護資金の償還免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書に次の各号の一に該当する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）の死亡を証する書類
- (2) 借受者が精神又は身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったことを証する書類
- (3) 借受者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

(借用書の返還)

第10条 市長は、借受者が貸付金の償還を完了したとき又は貸付金の償還を免除したときは、遅滞なく、当該借受者に係る借用書を返還するものとする。

(住所変更等の届出)

第11条 次の各号の一に該当するときは、借受者（借受者が死亡したときは、その親族又は保証人）は、異動届出書に市長が必要と認める書類を添えて速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は保証人が住所又は氏名を変更したとき。

(2) 借受人又は保証人が死亡したとき。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に生じた災害に係る災害援護資金貸付申請書の提出期限は、第3条第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過した日とする。
- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第103条第1項の東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第3条第1項第2号、第3条第2項及び第9条の規定の適用については、第3条第1項第2号中「被害を受けた日の属する年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、被害を受けた日の属する年の前年）の1月1日」とあるのは「平成22年1月1日（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合にあつては、平成24年1月1日）」、「前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合にあつては、平成23年）」と、第3条第2項中「被害を受けた日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過した日」とあるのは「令和6年3月31日」と、第9条中「次の各号の一に該当する書類」とあるのは「市長が定める書類（災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡した場合又は精神若しくは身体に著しい障害を受けた場合にあつては、次の各号の一に該当する書類）」とする。

附 則（昭和57年規則第48号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 盛岡市市長部局の行政組織及び運営等に関する規則（昭和33年規則第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成10年規則第24号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用している改正前の様式は、この規則の施行後も、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年規則第32号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規則第20号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 災害援護資金借入申込書(第3条関係)

(その1)

(昭和57規則48・平成10規則24・一部改正)

災害援護資金借入申込書

年 月 日

盛岡市長 様

借入申込者 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

次のとおり災害援護資金を借り入れたいので申し込みます。

被災日時	年 月 日 時			災害名				
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害	被害場所						
返す方法	1 年賦 2 半年賦	いつまでに返せますか			年 月 (回)			
借入申込者について	フリガナ				男・女	年 月 日生		
	氏名					(歳)		
	フリガナ				郵便番号	電話番号		
	現住所				〒	局番		
	本籍				勤務先の名称と所在地			
	職業							
世帯の状況と収入	氏名		世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
収入合計	円			支出合計			円	
資産の状況	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住宅の状況			(1)自家(2)借家(3)借間(4)同居		
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護			年 月 日から受給(生住教医)		
連帯保証人(保證人が書いて下さい)	負債	(内容) (金額)					円	
連帯保証人(保證人が書いて下さい)	氏名				男・女	年 月 日生(歳)		
	現住所				本籍地			
	職業	月 収	年	申込者との関係		家族数	人	
	資産	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	勤務先	名称			
建物		(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	所在地		電話局番			

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

(その2)

この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況				(状況) (有・無)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無				(有・無)		
資金の使途	総額 円			資金の内訳	合計 円	
	に	円		災害援護資金で	円	
	に	円		手持ち資金で	円	
	に	円		その他()で	円	
	に	円				
	に	円				
被災時の具体的状況				負傷	全治箇月	
住居の被害	(1)全壊 (2)半壊					
被害の状況	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
	和だんす			婦人用腕時計		
	整理だんす			畳(畳中で 畳が被害)		
	洋服だんす					
	鏡台			障子		
	腰掛机			ふすま		
	本箱・本棚					
	食器・戸棚			小計		
	食卓・ちゃぶ台					
	げた箱			その他被害のあった家財		
	照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額
	じゆうたん					
	扇風機					
	石油ストーブ					
	電気やぐらこたつ					
	電気冷蔵庫					
	電気・ガス炊飯器					
	電気洗濯機					
	電気掃除機					
	ミシン					
	電気アイロン					
	自転車					
	テレビ					
	ラジオ					
	柱時計					
	目覚まし時計			小計		
紳士用腕時計			合計			

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

様式第2号 災害援護資金借用書(第5条関係)(昭和57年規則48・平成10規則24・一部改正)

災害援護資金借用書

年 月 日

盛岡市長 様

借受者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

次のとおり借用しました。については、盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例及びこれに基づく規則等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

記

- | | |
|------------------------|---|
| 1 借用金額 | 円 |
| 2 貸付番号 | |
| 3 利子 年 パーセント | |
| 4 据置期間 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 5 儚還期間 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 6 儚還方法 年賦・半年賦による元利均等償還 | |
| 7 1回当たり償還額 円 | |
| 8 儚還回数 回 | |

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

様式第3号 災害援護資金繰上償還申出書(第6条関係)

(昭和57規則48・平成10規則24・一部改正)

災害援護資金繰上償還申出書

年 月 日

盛岡市長 様

住所

氏名 印

次のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

記

1 貸付番号

2 借受者氏名

3 借受金額 円

4 償還未済額 円

5 繰上償還をする日 年 月 日

6 繰上償還をする金額 円

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

様式第4号 災害援護資金違約金支払免除申請書(第7条関係)

(昭和57年規則48・平成10規則24・一部改正)

災害援護資金違約金支払免除申請書

年 月 日

盛岡市長 様

住所

氏名 印

次のとおり災害援護資金違約金の支払を免除してください。

記

- 1 貸付番号
- 2 支払免除を申請する違約金の額 円
- 3 違約金の内容

回 数	期 别	償 返 金	申請日までの違約金
	年 月期	円	円
	～ 年 月期		

- 4 違約金の支払免除を要する具体的理由

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

様式第5号 災害援護資金支払猶予申請書(第8条関係)

(昭和57規則48・平成10規則24・一部改正)

災害援護資金支払猶予申請書

年 月 日

盛岡市長 様

住所

氏名 印

次のとおり災害援護資金償還金の支払を猶予してください。

記

1 貸付番号

2 支払猶予を申請する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 借受金額 円

4 支払猶予を要する具体的な理由

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

様式第6号 災害援護資金償還免除申請書(第9条関係)

(昭和57規則48・平成10規則24・一部改正)

災害援護資金償還免除申請書

年 月 日

盛岡市長 様

住所

氏名 印

次のとおり災害援護資金の償還を免除してください。

記

- 1 貸付番号
- 2 借受者氏名
- 3 借受金額 円
- 4 償還済額 円
- 5 償還未済額 円
- 6 償還免除申請額 円
- 7 償還免除を必要とする具体的理由

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

様式第7号 異動届出書(第11条関係)

(昭和57規則48・平成10規則24・一部改正)

異動届出書

年 月 日

盛岡市長 様

住所

氏名 印

次のとおり異動があつたので届け出ます。

記

1 貸付番号

2 借受金額 円

3 異動内容及び異動年月日 年 月 日

変更前	変更後

4 異動内容

5 添付書類(連帯保証人の変更の場合のみ)新たな連帯保証人の印鑑証明書及び保証書各

1通

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

4-2 生活の安定確保計画

4-2-5 盛岡市と日本郵便株式会社との包括連携協定書

盛岡市と日本郵便株式会社との包括連携協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携に関する基本的な事項について、次のとおり連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化及び市民サービスの向上等に資することを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、連携して取り組むものとする。なお、本協定の対象となる乙の郵便局は別紙「盛岡市内郵便局一覧」のとおり、連携事項の詳細は別紙「具体的連携項目」のとおりとする。

- (1) 安全・安心な暮らし及び住みやすい環境の実現に関すること。
 - (2) 盛岡市の魅力発信・活力向上に関すること。
 - (3) 日常の防災活動及び災害発生時の対応に関すること。
 - (4) 未来を担う子ども・青少年の健全育成に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 乙は、第1項に掲げる連携事項を行った場合及び行わなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に漏らし、又は本協定の目的以外に利用してはならないものとする。本協定が終了した後においても、同様とする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定終了の1月前までに甲及び乙から書面による別段の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める各条項の解釈について疑義が生じたときは、

その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

(従前の協定の取扱い)

第6条 甲及び乙が締結した従前の協定は、本協定の締結をもって効力を失う。

本協定成立の証として、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ署名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月10日

(甲)

岩手県盛岡市内丸12番2号
盛岡市
盛岡市長 谷 藤 裕 明

(乙)

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目1番34号
日本郵便株式会社
東北支社長 古 屋 正 昭

盛岡市内郵便局一覧

No	局所名	郵便番号	住所	固定電話
1	盛岡中央	020-8799	盛岡市中央通1-13-45	019-624-6168
2	盛岡北	021-8999	盛岡市月が丘3-28-1	019-643-8886
3	好摩	028-4199	盛岡市好摩夏間木134-1	019-682-0600
4	薮川	028-2799	盛岡市薮川外山558-12	019-681-5300
5	渋民	028-4132	盛岡市渋民駅34-3	019-683-2020
6	盛岡米内	020-0002	盛岡市桜台2-16-14	019-667-2525
7	玉山	020-0201	盛岡市日戸鷹高29-7	019-685-2150
8	盛岡八幡	020-0872	盛岡市八幡町7-27	019-651-1808
9	盛岡住吉	020-0882	盛岡市住吉町11-5	019-651-1814
10	盛岡茶畑	020-0822	盛岡市茶畑1-12-15	019-651-1815
11	盛岡山岸	020-0004	盛岡市山岸1-10-55	019-651-1813
12	盛岡中野	020-0813	盛岡市東山1-10-16	019-652-5896
13	盛岡東安庭	020-0824	盛岡市東安庭3-15-5	019-625-8366
14	盛岡三ツ割	020-0011	盛岡市三ツ割5-17-9	019-662-1991
15	盛岡南大通	020-0874	盛岡市南大通2-6-9	019-651-1803
16	盛岡材木町	020-0063	盛岡市材木町7-40	019-651-1801
17	盛岡本町	020-0015	盛岡市本町通1-12-12	019-651-1802
18	盛岡駅前	020-0034	盛岡市盛岡駅前通10-12	019-651-1805
19	盛岡仙北町	020-0861	盛岡市仙北2-2-22	019-635-1900
20	盛岡上田	020-0066	盛岡市上田1-8-14	019-651-1804
21	盛岡加賀野	020-0887	盛岡市上ノ橋町2-8	019-651-1806
22	盛岡大通	020-0026	盛岡市開運橋通1-16	019-651-1807
23	盛岡内丸	020-0022	盛岡市大通1-2-1	019-624-4400
24	岩手県庁内	020-0023	盛岡市内丸10-1	019-651-1800
25	盛岡向中野	020-0851	盛岡市向中野7-15-7	019-634-0633
26	盛岡ホットライン肴町	020-0878	盛岡市肴町4-35	019-654-5299
27	盛岡マリオス	020-0045	盛岡市盛岡駅西通2-9-1	019-621-5188
28	イオンモール盛岡南内	020-0866	盛岡市本宮7-1-1	019-631-3640
29	盛岡夕顔瀬	020-0032	盛岡市夕顔瀬町2-8	019-651-1810
30	盛岡高松	020-0114	盛岡市高松1-13-7	019-663-8870
31	盛岡厨川	020-0124	盛岡市厨川1-19-9	019-641-1987
32	盛岡青山町	020-0133	盛岡市青山1-23-29	019-647-1988
33	盛岡緑が丘	020-0117	盛岡市緑が丘3-2-33	019-662-1816
34	盛岡前九年	020-0127	盛岡市前九年3-5-24	019-647-1985
35	盛岡中屋敷	020-0137	盛岡市天昌寺町9-2	019-647-1980
36	盛岡松園	020-0107	盛岡市松園2-32-10	019-661-0145
37	盛岡月が丘	020-0121	盛岡市月が丘3-25-37	019-641-5401
38	盛岡上堂	020-0125	盛岡市上堂1-19-16	019-645-1070
39	盛岡サンタウン	020-0105	盛岡市北松園4-3-8	019-663-1228
40	盛岡北厨川	020-0122	盛岡市みたけ4-36-20	019-641-8887
41	盛岡太田	020-0053	盛岡市上太田上野屋敷3	019-659-0030
42	繫温泉	020-0055	盛岡市繫館市85-7	019-689-2050
43	乙部	020-0499	盛岡市乙部5-46-1	019-696-2660
44	盛岡飯岡	020-0853	盛岡市下飯岡11-92-1	019-638-1711
45	盛岡見前	020-0831	盛岡市三本柳11-19-4	019-638-1712
46	盛岡津志田	020-0835	盛岡市津志田27-4-3	019-635-1903
47	盛岡永井	020-0834	盛岡市永井20-1-4	019-637-2509

具体的連携項目

甲と乙とは、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めます。

1 安全・安心な暮らし及び住みやすい環境の実現に関すること

乙は保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、盛岡市内の住民が安心して生活できる地域づくりを次のとおり推進します。

(連携内容)

- (1) 高齢者や子ども等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行います。
なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。
- (2) 次の事項について異常を発見した場合、甲へ情報提供を行います。
 - ア 不法投棄と思われる家電やタイヤ等廃棄物を発見した場合
 - イ 道路の陥没や損傷、照明灯、ガードレール等の安全施設の異常、損傷を発見した場合
 - ウ 著しく破損した看板、倒壊又は落下のおそれのある看板を発見した場合
 - エ 街路樹、グリーンプロット（街角にあるスポット的な緑地）及び公園の樹木で通行上支障となる樹木や倒木、枝折れ等を発見した場合
 - オ 老朽化の著しい又は傾いたブロック塀等を発見した場合
 - カ 道路上の漏水を発見した場合
- (3) 認知症サポーター養成講座を受講する社員を増加させます。
- (4) 郵便車両のアイドリングストップなどエコドライブを推進します。
- (5) 甲が推進する「花とみどりのまちづくり」に関わる事業に参加します。

《様式》イは通報様式1「道路異常通報連絡票」、それ以外は通報様式2「協定連絡票」を使用

2 盛岡市の魅力発信・活力向上に関するこ

乙は保有するネットワーク等を活用し、盛岡市の魅力を市内、市外へ発信する活動を次のとおり支援します。

(連携内容)

- (1) 観光PR活動として、リーフレット等を窓口やロビーに設置します。
- (2) 盛岡市の特産品をふるさと小包としてカタログギフト等への掲載を提案します。
- (3) 盛岡市を素材としたオリジナルフレーム切手等を製作販売します。
- (4) 首都圏、仙台圏等の郵便局で物産展を開催するなど盛岡市のPR活動を支援します。

3 日常の防災活動及び災害発生時の対応に関すること

平當時から防災態勢の強化に取り組むとともに、盛岡市内において災害が発生した場合は、相互に緊密に連携し、一日も早い復旧を目指して取り組みます。

(主な連携内容)

- (1) 平當時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組みます。
 - ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議を行い、連携強化を図ります。
 - イ 防災会議や防災訓練等への参加等により、災害発生時の体制について、相互理解を深めることとします。
 - (2) 盛岡市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができることとします。
 - ア 緊急車両等としての車両の提供(所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - イ 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - ウ 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - エ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策
 - (ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - (エ) 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - オ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等、これらを確実に行うための必要な事項（注）
 - カ 株式会社ゆうちょ銀行の非常取扱い(被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など)及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い(保険料払込猶予期間の延伸など)について、各社から要請があった場合の取扱い
 - キ 防災士の資格を有する社員が被害軽減活動に協力
 - ク その他、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届(郵便局様式)の配布・回収を含む。

(経費の負担)

上記に掲げる連携事項において、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、協力を要請した者が負担することとし、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

《様式》 別添「避難者情報確認シート(避難先届)」及び「協定連絡票」

4 未来を担う子ども・青少年の健全育成に関すること

乙は保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、盛岡市内の子ども・青少年の健全な育成を次のとおり支援します。

(連携内容)

- (1) 小・中・高等学校と連携し「手紙の書き方教室」等への参加を呼びかけます。
- (2) 小・中・高等学校の児童生徒の郵便局見学等を受入します。
- (3) 「子ども110番の家」に協力し、救助を求めて来た子ども等を保護し警察へ連絡します。

5 前各号に掲げるもののほか、連携事項の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること

甲及び乙の保有するネットワークを活用し、相互に緊密に連携し、次のとおり施策を推進します。

(主な連携内容)

- (1) 甲が主催する「誰もが活躍できる職場づくり」の実践講座等に社員の参加を呼び掛け、リーフレット等を窓口やロビーに設置し活動を支援します。
- (2) がん予防・受診率向上に関する啓発イベントに協力して取り組みます。
- (3) 東京オリンピック、パラリンピックのホストタウン相手国へ手紙を送る施策を展開するとともに、オリジナルフレーム切手を作成し、ホストタウンの取組を盛り上げます。

通報様式1

道路異常通報連絡票

連絡先に○を記載願います。	
	①道路管理課(玉山地域を除く。) 電話 613-8543 FAX 651-9211 Email dourukanri@city.morioka.iwate.jp
	②玉山総合事務所建設課(玉山地域) 電話 683-3839 FAX 601-5369 Email tm.kensetsu@city.morioka.iwate.jp

通報機関	郵便局	
通報者氏名	通報者電話番号	
通報の箇所	盛岡市	地内
	目的物 () から (東 西 南 北) 約 m付近	
※ 住所が不明な場合には、付近の目的物（学校、会社、商店など）からの位置関係を記入してください。		
通報分類 該当するものに○印 を付けてください。	1 路面 (でこぼこ ・ 穴ぼこ ・ その他) 2 側溝 (破損 ・ 蓋破損 ・ 土砂づまり ・ その他) 3 照明灯 (点灯していない ・ 破損 ・ その他) 4 安全施設 (ガードレール破損 ・ カーブミラー破損 ・ その他) 5 その他 ()	
具体的な状況を分かれる範囲で記入をお願いします。 場所が分かれる地図等があれば、添付をお願いいたします。		
担当課記入欄		
受付日時	年 月 日 午前・午後 時 分	電話 ・ FAX ・ mail
受付者		

通報様式2

協定連絡票

通報日	年月日		
異常発見日時	年月日(時分)		
通報者	局名	郵便局	
	電話		
	FAX		
(いずれかに○) →	高齢者・子ども等見守り	不法投棄	その他 ()
※ 高齢者・子ども等の場合は、可能な範囲で氏名・住所等を記載 その他の場合は位置図(略図)等を記載又は添付			
通報内容			

連絡先

【高齢者等見守り】(平日) 8:30~17:30

盛岡市役所地域福祉課 TEL: 626-7509 電話してからFAX 653-2839

【不法投棄】(平日) 8:30~17:30

盛岡市役所廃棄物対策課 TEL: 626-7573 電話してからFAX 626-4153

【その他 窓口】(平日) 8:30~17:30

盛岡市役所企画調整課 TEL: 626-7534 電話してからFAX 622-6211

別添

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、「盛岡市と日本郵便株式会社との包括連携協定書」に基づき、その目的を達成するために必要な業務のみに用することとし、厳正に管理します。なお、下記の承諾に基づき必要に応じて行政機関及び郵便局双方に開示します。

本紙に記載した情報の行政機関内及び郵便局への開示を承諾します。

(※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。)

【お問い合わせ先】 盛岡市役所危機管理防災課 電話：019-613-8386
盛岡中央郵便局(総務部) 電話：019-624-6168

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 —

◎ 郵便物の配達について（いすれかを○でお囲みください）

- ご自宅への配達
- 現在避難している場所

〒 —

• その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

4-2 生活の安定確保計画

4-2-6 災害時における支援協力に関する協定書（岩手県行政書士会）

災害時における支援協力に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と岩手県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、盛岡市において、災害が発生した場合に、甲の要請に基づき乙が実施する支援業務（以下「行政書士業務」という。）について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が、盛岡市災害対策本部規程（昭和52年災害対策本部訓令第1号）に基づき、災害対策本部を設置する体制をとるものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同条の3に係る業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「災害応急支援業務」という。）とする。

- (1) 甲の依頼による乙の会員の派遣
- (2) 乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営
- (3) その他甲が必要と認める業務

（連絡体制等の整備）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

- 2 乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確保、動員する方法を定めておくものとする。
- 3 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、災害応急支援業務を実施する必要があると判断した時は、「災害時支援協力業務依頼書」（以下「依頼書」という。第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請するものとし、その後速やかに依頼書を提出するものとする。

- 2 乙は前項の要請があった場合は、特別の理由がない限り協力するものとする。
- 3 甲は、第2条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、第1項と同様に要請することができるものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、第3条に掲げる業務について協力するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、前条に基づく業務を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を記載した「災害時支援協力業務報告書」(以下「報告書」という。第2号様式)に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 業務の実施場所及び期間
- (2) 業務の内容
- (3) 業務に従事した者の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 乙の業務に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、場合により、その経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(相談者の負担)

第9条 甲の要請による行政書士業務において、相談者は負担を負わない。

(損害の補償)

第10条 第3条に掲げる業務に従事する者が、他人に損害を与え、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償について、甲は負担を負わないものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告する。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもってこの協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年6月13日

甲 盛岡市内丸12番2号
盛岡市長 谷 藤 裕 明

乙 盛岡市菜園一丁目3番6号
岩手県行政書士会
会長 田村 格

様式第1号（第5条関係）

3 盛危第 号
平成 年 月 日

岩手県行政書士
会長 様

盛岡市長

災害時支援協力業務依頼書

標題について、「災害時における支援協力に関する協定書」第5条の規定に基づき下記のとおり協力を要請する。

記

1 要請内容

2 場 所

3 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他

様式第2号（第7条関係）

平成 年 月 日

盛岡市長 様

岩手県行政書士会長

災害時支援協力業務報告書

「災害時における支援協力に関する協定書」第7条の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

1 業務期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 期間内業務時間 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

3 業務場所

4 相談会業務従事者

5 相談件数及び内容

6 その他